



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年11月28日(金) 第10352号

■ 目 次

ページ

告 示

○免税証の無効 (税務課)	2
○道路の区域変更 (道路管理課)	2
○道路の供用開始 (同)	2
○同	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	3

公 告

○群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程 (廃棄物・リサイクル課)	5
○肥料の登録有効期間の更新 (農政課)	6
○開発工事の完了 (建築課)	6
○同	6

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	8
○政治団体の異動事項	9
○政治団体の解散届出	10
○資金管理団体の指定の取消し等	10
○参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨	10

落 札

○落札者等の決定 (会計管理課)	15
○同 (がんセンター)	16

■ 告示

◎群馬県告示第259号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100リットル券	農業	G09500422～G09500424	3枚	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで	群馬県館林市北成島町2532-4 全農群馬県本部たたら給油所	太田行政県税事務所	令和7年1月3日
10リットル券	農業	C09500440	1枚	令和7年3月1日から令和8年2月28日まで	群馬県館林市北成島町2532-4 全農群馬県本部たたら給油所	太田行政県税事務所	令和7年1月3日

◎群馬県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	一本木平小井戸安中線	安中市上後閑字小名沢1469番の2地先から同市同字同1348番の1地先まで	前	9.7～23.6	86.0
			後	9.1～22.0	86.0

◎群馬県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	下高尾小幡線	富岡市後賀字波風山798番の2地先から同市同字塩畠堂811番の1地先まで	令和7年11月29日午後5時

◎群馬県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	後賀山名停車場線	富岡市後賀字塩畠堂811番の8地先から同市同字中屋敷835番の1地先まで	令和7年11月29日午後5時

◎群馬県告示第263号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本 一太

内匠東地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県富岡市内匠の区域内の土地のうち、次の1点から12点までを順次結んだ線及び12点と1点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度14分27秒8584
東経138度54分11秒8069
- 2点 北緯36度14分29秒5234
東経138度54分11秒1031
- 3点 北緯36度14分31秒9807
東経138度54分11秒2959
- 4点 北緯36度14分34秒9115
東経138度54分13秒0174
- 5点 北緯36度14分36秒4344
東経138度54分14秒6208
- 6点 北緯36度14分36秒1872
東経138度54分15秒4958

7点 北緯36度14分34秒2883
東経138度54分14秒9388
8点 北緯36度14分32秒0746
東経138度54分13秒9832
9点 北緯36度14分31秒2781
東経138度54分13秒3491
10点 北緯36度14分30秒9125
東経138度54分13秒7703
11点 北緯36度14分29秒8597
東経138度54分13秒7119
12点 北緯36度14分28秒3399
東経138度54分14秒3117

この関係書類は、群馬県国土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月11十八日

群馬県知事 山本一太
群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程(平成十一年九月二十八日制定)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「産業廃棄物の積替施設」のトに「高度再資源化等施設」を加え、同条第四号中「当該施設」を「これらの施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 高度再資源化等施設 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。)第十一条第一項に規定する高度再資源化事業の用に供する施設、再資源化事業等高度化法第十六条第一項に規定する高度分離・回収事業の用に供する

施設及び再資源化事業等高度化法第二十条第一項に規定する再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設並びにこれらの施設における廃棄物等の保管の場所をいう。

第二条第五号中「に規定する廃棄物の無害化処理に係る特例」を「並びに再資源化事業等高度化法第十二条第一項、第十六条第一項及び第二十条第一項に規定する」に改め、同条第六号中「第三条第五号」を「第三条第一項第六号」に改め、同条第七号中「第六十二条第六号」を「第六十一号」に改める。

第九条第二項第九号中「承継等する」を「承継等をする」に改める。

第十三条第一項中「により許可する」を「による申請に対する処分を行う」に、「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十四条第一項中「手続」を「手続をいう。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「第十条から前条までに規定する手続が行われているにもかかわらず」を削り、「事前協議の手続」を「同条から前条までに規定する手續」に改める。

第二十七条第一項中「廃棄物処理施設等の承継等及び実証施設であるもの」を「法第九条の十第一項又は法第十五条の四の四第一項の規定による無害化処理の用に供する施設、高度再資源化等施設及び実証施設の設置、構造若しくは規模の変更又はこれらの施設において処理する廃棄物等の種類の追加等並びに廃棄物処理施設等の承継等」に改める。

第二十九条第一項中「承継等しなければ」を「承継等をしなければ」に改め、同条第二項中「相続により承継等した者」を「相続により承継等をした者(法第九条の七第一項(法第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定に該当する者を除く。)」に、「規定により承継等した」を「規定により承継等をした」に改める。

別記様式第一号(裏面)備考3中「産業廃棄物の積替施設」の次に「、高度再資源化等施設」を加え、

〔(3) 汚染土壤処理施設 清化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。〕

〔(3) 高度再資源化等施設 高度再資源化事業の用に供する施設、高度分離・回収事業の用に供する施設又は再資源化工程の高変化の対象となる廃棄物処理施設の別を記入すること。
(4) 汚染土壤処理施設 清化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壤利用施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。〕

に改める。

別記様式第十一号(裏面)備考2及び別記様式第十二号(裏面)備考2中「又は分別等処理施設」を「、分別等処理施設又は自然由来等土壤利用施設」に改める。

1 1 1)の規程は、令和7年11月1日から施行する。

2 1 1)の規程の施行前に改正前の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の規定により行われた手続は、改正後の群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の相当規定により行われた手續とみなす。

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第123号	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.5	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社群馬県化成産業 群馬県前橋市荒口町150番地の1	令和13年 12月26日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手2148-1	佐波郡玉村町大字斎田1番地 ディアスA101 佐藤史哉、佐藤美紗樹

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字谷中91-1、91-4	邑楽郡邑楽町大字中野92番地 有限会社リハビリディサービス神藤 代表取締役 神藤大雄
2	みどり市大間々町桐原甲913、1523-4、1523-6、1523-7、1523-8	新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
3	佐波郡玉村町大字川井字堀之内1198-1	佐波郡玉村町大字下新田830-3 クレールI 102 天田悠斗
4	佐波郡玉村町大字斎田325-3、325-4	佐波郡玉村町大字斎田424番地2 小澤拓矢、小澤謙由

5	邑楽郡大泉町大字上小泉字東沼田494-1、 495-1、496-1、496-2、496-3、496-4、497-1、497-2、 497-3、498-1、498-2、502-1、503-1、504-1、505-1、 505-2、506-1、506-2、507-1、507-2、508、509-1、510-1、 511-1、517-1、518-4の一部、518-6、521-1の一部、522-1、 522-4の一部、523-1、523-4の一部、524-1、524-4、525-1、 525-4、526-1、526-4、527-1、527-4、528-1、528-2、 529、530-1、530-2、531-1、531-2、531-4の一部、531-5、 532-1、532-3、532-4、532-5、533、534-1、534-2、 534-3、535、536、537、538、539、540-1、543、544、 545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、 555、556-1、556-2、557、558、559、560、561、562、 563、564、565-1、565-2、566-1、566-2、567-1、567-2、 568-1、568-2、569-1、569-2、570-1、570-2、571-1、 571-2、572-1、572-2、573-1、573-2、574-1、574-2、 574-3、575-1、575-2、575-3、576-1、576-2、576-3、 577-1、577-2、577-3、578-1、578-2、578-3、579-1、 579-2、579-3、580-1、580-2、580-3、581-1、581-2、 582-1、582-2、583-1、583-2、583-3、584-1、584-2、 585-1、585-2、586-1、586-2、587-1、587-2、588-1、 588-2、589-1、589-2、590-1、590-2、591-1、591-2、 592-1、592-2、593-1、593-2、594-1、594-2、595-1、 595-2、596-1、596-2、601-1、601-2、602、603、604、 605、606、607、608、609、494-1地先道路、495-1地先道路、 495-2地先水路、496-2地先道路、505-2地先水路、508地先道路、 517-1地先道路、522-1地先水路、527-4地先水路、531-1地先水路、 532-3地先道路、532-3地先水路、543地先水路、565-1地先水路、 565-2地先道路、574-2地先水路、588-1地先水路、609地先道路、字北谷610-1、 611-1、612-1、613-1、614-1、615-1、676-1、677-1、678-1、679-1、680-	太田市飯田町1547番地 OTAスクエアビル 7F 関東建設工業株式会社 代表取締役 高橋明
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

1、681-1、682-1、683、684 -1、684-2、685-1、685-2、 686-1、686-2、687-1、687 -2、688-1、688-2、689-1、 689-2、690-1、690-2、691 -1、691-2、692-1、692-2、 693-1、693-2、693-3、694 -1、694-2、695-1、695-2、 695-3、696-1、696-2、697 -1、697-2、698-1、698-2、 699-1、699-2、700-1、700 -2、701-1、701-2、702-1、 702-2、703-1、703-4、707 -1、708-1、709-1、710、71 1、712、713、714、715、716 -1、716-2、717、718、719、 720、721、722、723、724、7 25、726、727-1、727-2、72 8、729、730、731、732、733 -1、733-2、734-1、734-2、 735、736、737、738、739、7 40、741-1、742-2、742-3、 752-2、753-1、754-1、75 5、756、757、758、759-1、7 59-2、760-1、760-2、761、 762、763、764、765、766、7 67、610-1地先道路、676-1地先 道路、685-1地先水路、693-2地先 道路、694-1地先水路、709-1地先水 路、724地先道路、725地先水路、733 -2地先道路、735地先水路、755地先水 路、字間之原1254-2、1256-1、1 257-1、1254-2地先道路、北小泉二 丁目586-3、586-4、587-2、7 03-4、705-3、708-2、709- 2、741-4、751-3、586-2地先 水路、703-2地先道路、703-2地先水 路、708-2地先水路、741-2地先道 路、741-2地先水路、751-2地先水 路、1253-2地先道路

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年11月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の	主たる事務所の所在地
---------	--------	--------	------------

		氏名		
		公職の候補者の氏名及び 公職の種類(第2号)		届出年月日
青木ひとみ後援会		上杉慎哉	木内将也	高崎市島野町621-1
		青木ひとみ、衆議院議員		令和7年10月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和7年11月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬維新の会	代表者の氏名	浦野靖人	中司宏	令和7年10月3日
参政党群馬第5支部	主たる事務所の所在地	高崎市棟高町880-1	高崎市三ツ寺町1077-2	令和7年10月5日
	代表者の氏名	田村順子	大澤智仁	令和7年10月5日
	会計責任者の氏名	樋口典子	田村順子	令和7年10月5日
自由民主党群馬県バス協会支部	会計責任者の氏名	諏訪幸夫	前川雅弘	令和7年10月1日
立憲民主党群馬県第1区総支部	代表者の氏名	河村正剛	後藤克己	令和7年10月14日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和7年10月14日
	公職の種類(第1号)	衆議院議員	該当なし	令和7年10月14日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
あきら会	会計責任者の氏名	羽鳥泰子	中山嘉康	令和7年10月10日
新井信吾後援会	会計責任者の氏名	清水俊秀	岩瀬浩之	令和7年10月16日
松浦武志後援会	会計責任者の氏名	青山友典	木村哲也	令和7年10

氏名		月16日
----	--	------

◎群馬県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年11月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党群馬県参議院選挙区第1総支部	河村正剛	令和7年10月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤純子後援会	伊藤純子	令和7年5月29日
小川あきら後援会	中山嘉康	令和7年10月7日
中尾大助後援会	中尾大助	令和6年2月19日

◎群馬県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和7年11月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
伊藤純子	伊藤純子後援会	令和7年5月29日
中尾大助	中尾大助後援会	令和6年2月19日

◎群馬県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和7年11月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

44,298,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青木ひとみ	期間	令和7年6月1日から
所属党派	参政党		令和7年7月27日まで
出納責任者氏名	嵐口雅也		第1回分

収入	支出
主たる寄附	
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	
相川建次 建築業 60,000円	人件費 1,790,000円
小沼達也 アルバイト 100,000円	家屋費 132,000円
熊井戸園子 自営業 140,000円	選挙事務所費 132,000円
石川友梨香 無職 140,000円	印刷費 1,490,060円
福島久登 会社役員 60,000円	広告費 5,511,982円
久保美鶴 自営業 60,000円	文具費 21,414円
木野本雅也 会社員 100,000円	雑費 69,353円
樋口典子 建設業 100,000円	
樋口幸夫 建設業 100,000円	
山津亮太 会社員 100,000円	
嵐口雅也 会社員 30,000円	
山本光一 会社員 100,000円	
大澤智仁 会社員 60,000円	
杉内理記也 会社役員 140,000円	
杉内佳代 会社役員 60,000円	
閑野巧 会社員 140,000円	
森裕一 自営業 60,000円	
都丸よし子 無職 30,000円	
南雲伸斗 会社員 120,000円	
小川清子 自営業 60,000円	
閑口正美 会社員 30,000円	
参政党群馬県支部連合会	2,418,449円
その他の寄附	12,366円
今回計	4,220,815円
総計	4,220,815円
今回計	9,014,809円
総計	9,014,809円

支出のうち	項目	金額
公費負担相	選挙運動用通常葉書の作成	33,374円
当額	ビラの作成	564,960円

ポスターの作成	879,360円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	113,300円
政見放送のための録画等	3,203,000円
計	4,793,994円

報告受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
---------	----------	--------

候補者氏名	井田雅彦	期間	令和7年6月27日から
所属党派	無所属連合		令和7年7月2日まで
出納責任者氏名	井田雅彦		第1回分

収入	支出
その他の収入	印刷費 233,870円
	広告費 68,568円
今回計 302,438円	今回計 302,438円
総計 302,438円	総計 302,438円

報告受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
---------	----------	--------

候補者氏名	辛嶋美紀	期間	令和7年5月20日から
所属党派	無所属		令和7年8月4日まで
出納責任者氏名	辛嶋美紀		第1・2回分

収入	支出
その他の収入	通信費 11,848円
	広告費 441,030円
今回計 500,000円	今回計 452,878円
総計 500,000円	総計 452,878円

報告受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
	令和7年8月7日	第2回報告分

候補者氏名	河村正剛(河村まさたけ)	期間	令和7年6月6日から
所属党派	立憲民主党		令和7年7月24日まで
出納責任者氏名	杉内晟人		第1回分

収入	支出
主たる寄附	人件費 1,486,500円
(氏名・団体名)	家屋費 252,000円
立憲民主党	選挙事務所費 252,000円
立憲民主党群馬県総支部連合会	通信費 65,070円
立憲民主党群馬県参議院選挙区	交通費 59,910円

第1総支部		印刷費	2,523,000円
鎌田清	アルバイト	広告費	4,594,966円
高柳勝巳	沼田市議会議員	文具費	109,235円
駒井将人	会社役員	食糧費	784,981円
その他の寄附	25件	雑費	102,401円
今回計	10,463,000円	今回計	9,978,063円
総計	10,463,000円	総計	9,978,063円

支出のうち	項目	金額
公費負担相 当額	選挙運動用通常葉書の作成	315,000円
	ビラの作成	800,000円
	ポスターの作成	1,408,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	302,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	政見放送のための録画等	3,203,000円
	計	6,260,956円

報告受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
---------	----------	--------

候補者氏名	清水真人	期間	令和7年3月11日から
所属党派	自由民主党		令和7年9月1日まで
出納責任者氏名	林康夫		第1・2・3回分

収入	支出
主たる寄附	人件費 1,977,000円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 7,708,839円
自由民主党群馬県参議院選挙区	選挙事務所費 6,409,039円
第二支部	集合会場費 1,299,800円
その他の収入	通信費 1,142,974円
	交通費 669,487円
	印刷費 2,797,000円
	広告費 7,101,401円
	文具費 168,930円
	食糧費 212,405円
	休泊費 255,770円
	雑費 558,551円
今回計	今回計 22,592,357円
総計	総計 22,592,357円

支出のうち	項目	金額
公費負担相 当額	選挙運動用通常葉書の作成	335,700円
	ビラの作成	960,000円

ポスターの作成	1,280,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	368,274円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	88,000円
政見放送のための録画等	3,115,640円
計	6,380,070円

報告受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
	令和7年8月7日	第2回報告分
	令和7年9月8日	第3回報告分

候補者氏名	上楽宗之	期間	令和7年7月3日から
所属党派	NHK党		令和7年7月18日まで
出納責任者氏名	上楽宗之		第1回分

収入	支出
主たる寄附	交通費 1,300円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	印刷費 159,755円
NHK党 189,455円	広告費 29,700円
その他の収入 87,278円	今回計 190,755円
今回計 276,733円	総計 190,755円
総計 276,733円	

報告受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
---------	----------	--------

候補者氏名	高橋保(高橋たもつ)	期間	令和7年6月8日から
所属党派	日本共産党		令和7年8月6日まで
出納責任者氏名	生方秀男		第1・2回分

収入	支出
主たる寄附	人件費 40,000円
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 720,000円
日本共産党群馬県委員会 3,861,685円	選挙事務所費 720,000円
日本共産党東毛地区委員会 414,000円	通信費 108,000円
	印刷費 1,906,500円
	広告費 4,450,231円
	文具費 16,500円
	食糧費 131,132円
	雑費 7,322円
今回計 4,275,685円	今回計 7,379,685円

総計	4,275,685円	総計	7,379,685円
支出のうち	項目	金額	
公費負担相	政見放送のための録画等	3,104,000円	
当額	計	3,104,000円	

報告受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
	令和7年8月8日	第2回報告分

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和7年11月28日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
ア	ロータリ除雪車(2.2m 180kW級)	1台	株式会社NICHIGO関東営業所	東京都港区芝大門二丁目2番2号芝大門サンワビル6階	64,680,000円
イ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ)	1台	コマツカスタマーサポート株式会社群馬支店	群馬県前橋市上増田町904番地14	44,396,000円
	除雪ドーザ(14t級、車輪式、マルチプラウ)	1台			
ウ	凍結防止剤散布車(湿式、4t級、プラウ付、4×4)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	40,150,000円
エ	除雪トラック(3t級、4×4、プラウ付、散布装置付)	2台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	50,270,000円
オ	凍結防止剤散布装置(車載式、0.3m³、自然流下式)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	1,529,000円
カ	マルチスノープラウ(小型トラック(2t)又は中型トラック(4t)装着用プラウ幅2,500mm以上)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	4,601,300円

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和7年11月6日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 令和7年9月26日

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年11月28日

群馬県立がんセンター院長 柳田康弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 PET-CT装置、ガンマカメラ装置保守管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年9月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 栗原レントゲン株式会社 群馬県前橋市下小出町3-23-1
- 5 随意契約に係る契約金額 65,340,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
